

●公的年金収入がある方

① 公的年金の収入金額が400万円を超える方

② 公的年金以外の所得が20万円を超える方

ポイント

公的年金収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は不要ですが、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

●その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある方

① 所得合計額が所得控除の合計額を超えている。

はい



② ①に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超えている。

はい



所得税の確定申告が必要です。



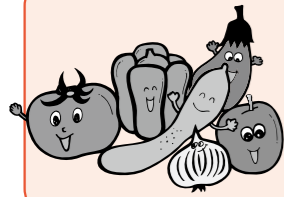
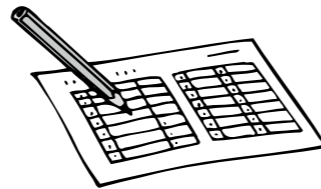
いいえ



いいえ

所得税の確定申告の必要はありません

(ただし、所得が無い場合などを除いて住民税の申告は原則、必要です。)



農業所得を申告される方は「収支計算」が必要です

農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要となります。申告相談を円滑に進めるため、申告までに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。また、仕訳・集計用に『収支内訳書準備表』を役場本庁舎・分庁舎などで配布していますのでご利用ください。

平成26年度個人住民税及び平成25年分所得税の主な改正点

住民税関連

●均等割額の改正

地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から町・県民税の均等割がそれぞれ500円引き上げられます。

均等割	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円

(※)県民税には「森林環境保全税(500円)」が含まれています。

●その他

給与所得控除の上限設定、年金所得者の寡婦(夫)控除に係る申告手続の簡素化 など

所得税関連

●復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するため、「復興特別所得税」が創設されました。平成25年から平成49年までの各年分について、所得税と復興特別所得税を併せて申告します。

復興特別所得税額 (基準)所得税額 × 2.1%

住民税の申告と所得税の確定申告が始まります



2月17日(月) から 3月17日(月)まで

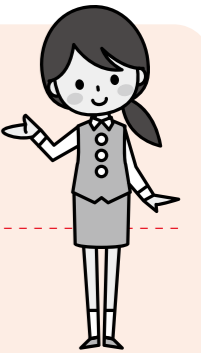
平成26年度住民税(町・県民税)の申告と平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となりますので、適正な申告を期限内にお願いします。

住民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、伯耆町に居住されている方は、原則として住民税の申告が必要です。ただし、次のような方は申告不要です。

住民税の申告をしなくてもよい方

- 平成25年分所得税の確定申告書を提出された方
※所得税の確定申告が必要な方は、確定申告を行ってください。
- 平成25年中の収入が給与所得のみの方
※勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です。(提出状況を勤務先へ確認してください。)
- 平成25年中の収入が公的年金のみの方



そのほか、平成25年中に所得が無い方や住民税が非課税となる方は、住民税の申告義務はありませんが、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に加入されている場合などは、申告が必要となります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

●給与所得がある方

大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の方は申告が必要となります。

① 給与の収入金額が2千万円を超える方

② 1か所から給与を受けている方で、給与以外の所得額が20万円を超える方

③ 2か所以上から給与を受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える方

④ 同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払を受けた方

ポイント

そのほか、年末調整で扶養控除の誤りがあった場合などは、確定申告が必要です。(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合など。)